苫小牧工業高等専門学校客員教授等称号付与規程

規則第130号
制　　定　令和８年11月２日

（趣旨）

第１条　苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）の称号付与については、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則（機構規則第 11 号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構における客員教授及び客員准教授の称号付与について（平成 24 年７月３日理事長裁定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（資格）

第２条　客員教授等の称号は、常勤の教職員以外の者であって、高専以外の教育機関、研究機関、地方公共団体、民間企業等の職員の経験を有し、かつ、常勤の教授又は准教授と同等以上の資格があり、次の各号のいずれかに該当する者に付与することができる。

一　本校の教育及び研究の推進のため、授業を担当又は支援に関わる者

二　本校の教員との特定分野における共同研究に携わる者

三　その他本校の教育研究活動の推進に資すると認められる者で、校長が特に必要と認めた者

（推薦）

第３条　各副校長、各センター長、各系長は、前条に該当する者で、客員教授等の称号を付与する必要があると認められる場合には、推薦書（別紙様式１）により所定の手続きを行い、校長に推薦するものとする。

（選考）

第４条　客員教授等の選考は、運営委員会の議を経て、校長が行う。

（称号の付与期間）

第５条　客員教授等の称号付与期間は、原則として１年以内とする。

２　前項の期間満了後も、引き続き称号付与が必要と認められる場合は、これを更新することができる。

３　客員教授等の称号を付与するときは、その旨を明記した通知書（別紙様式２）により本人に通知する。

（称号付与の取消し）

第６条　客員教授等の称号を付与された者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、校長はその称号付与を取り消すことができる。

一　本校の名誉又は信用を著しく害したとき。

二　客員教授等としてふさわしくない行為があったとき。
三　その他客員教授等としての適格性を欠くに至ったとき。

（守秘義務）
第７条　客員教授等は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、称号付与期間終了後又は称号付与の取消し後においても、同様とする。

（待遇等）
第８条　客員教授等に対する報酬、旅費その他必要な勤務条件については、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則その他関係規則の定めるところによる。

（雑則）
第９条　この規程に定めるもののほか、客員教授等の称号付与に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附　則
この規程は、令和８年11月２日から施行する。

（別紙様式１）

年　　月　　日

苫小牧工業高等専門学校長

推薦者

職　名

氏　名

推　薦　書

下記の者を、苫小牧工業高等専門学校（　客員教授　・　客員准教授　）として推薦いたします。

記

推　薦　者　氏　名	
生　年　月　日	年　　月　　日　（　　歳）
現所属及び職名	
称号付与希望期間	
推　薦　理　由	
本校での従事予定の職務内容	

（添付書類）１．履歴書
２．研究業績一覧
３．教育、学生指導及び管理運営等に関する実績

（別紙様式２）

苫 小 牧 工 業 高 等 専 門 学 校

人 事 異 動 通 知 書

（氏　名）	（現　職）
（異動内容） 苫小牧工業高等専門学校客員教授（客員准教授）の称号を付与する 付与期間は○○年○○月○○日までとする	
○○年○○月○○日 任命権者　　苫小牧工業高等専門学校長 ○　○　○　○	